



No.52

Batton

The best attended top team of next

～介護保険のあれこれ～

そのⅡ

地域医療福祉連携室 医療社会事業士

② 要介護認定とケアプラン

介護が必要、と認められると、7段階の等級がもらえます。
 この等級を「介護度」といいます。介護度には有効期間があり、基本的には初回は1年間有効となります。
 そのあとは、更新手続きを行えば一定期間の継続が認められることとなります。
 この介護度には、それぞれ利用に際して条件や上限があります。
 サービスの利用額は大変複雑ですが、ケアマネージャーに相談すれば、その方にあつた1週間・1か月の利用プランを立ててくれます。

《日常生活をささえる、継続性のある無理の無い利用法を考えましょう》

介護保険の流れ

①申請 → ②要介護認定 → ③ケアプラン

* 申請の日にさかのほって利用できます。

患者さんは、地域での生活に戻ることが望まれています。
 私たちは患者さん・家族の意向に寄り添い、幅広いサービスの情報提供を心がけています。
 介護保険についてはもちろん、それ以外の内容でも、お尋ねになりたいことがありましたらご相談下さい。



お問い合わせ先：北上済生会病院 地域医療福祉連携室
 電話：0197-64-7722（内線 1220・1221・1530・1531）
 FAX：0197-64-1133（直通）

